

平成 24 年度第 3 回建築審査会 議事録

1 日 時 平成 25 年 3 月 22 日 (金) 午後 1 時 30 分開会

2 場 所 長野県庁西庁舎 303 号会議室

3 出席者

【委員】 織委員、原山委員、関委員、三浦委員、宮入委員、井沢委員

【事務局 (特定行政庁)】

真嶋建築指導課長、小林課長補佐兼指導審査係長、田尻担当係長、三宅主任、

【幹事】 交通規制課長 (代理：谷沢係長)

4 審議内容

(1) 同意案件に関する審議 (議案第 1 号)

道路上空に設置する渡り廊下の建築許可について (佐久市)

ア 概 要 法第 44 条第 1 項第 4 号の許可

(建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の許可の説明)

第 44 条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし次の各号のいずれかに該当する建築物についてはこの限りでない。

四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委 員	雪やつららの対策について、事前に対応して頂いているようですので、支障ないと思います。
委 員	排煙窓は 90° に開くのですか。
特定行政庁	角度は 45° 程度であり、90° までは開きません。 角度によって有効開口面積が変わりますが、空いた部分の面積は排煙計算にカウントすることとなっています。
委 員	窓が身長より高いところであって、外から中の様子が見えない感じですが、防犯についてはどう対応されていますか。
特定行政庁	もともと連絡橋の高さが下端で 5.6m ですので、窓の位置は建物の 2 階位の位置になりますので、下から中の様子を見るのは難しい状況です。 連絡橋が長いと防犯上支障はあるかもわかりませんが、今回は 13m 程度ですので支障ないと考えられます。
議 長	議案第 1 号については、同意することに決定します。

(2) 包括同意案件に関する審議（議案第2号）

建築基準法第43条ただし書の規定により建築基準法の道路に接しない敷地への建築物の建築に関する許可に係る同意の事後報告

ア 概要 法第43条第1項ただし書きの許可

（建築基準法第43条第1項ただし書の許可の説明）

第43条 建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要 質疑なし